

技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第22号

技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 464 322 496">附 則</p> <p data-bbox="159 539 237 571">5 略</p> <p data-bbox="188 954 378 986">(1)～(4) 略</p> <p data-bbox="188 991 1106 1059"><u>(5) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間</u> 経過措置保障額 に100分の67.5を乗じて得た額</p> <p data-bbox="188 1066 1106 1134"><u>(6) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間</u> 経過措置保障額 に100分の65を乗じて得た額</p> <p data-bbox="188 1141 1106 1209"><u>(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間</u> 経過措置保障額 に100分の62.5を乗じて得た額</p> <p data-bbox="188 1216 1106 1284"><u>(8) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間</u> 経過措置保障額 に100分の60を乗じて得た額</p> <p data-bbox="188 1291 743 1323"><u>(9) 平成29年4月1日以後</u> 別に定める額</p>	<p data-bbox="1223 464 1310 496">附 則</p> <p data-bbox="1144 539 2098 946">5 前項の規定による平成21年切替日以後の給料月額と差額給料との合計額（以下「平成21年切替日後給料」という。）が、平成21年切替日の前日の給料（同日における技能職員の給与に関する規則（以下「技能職給与規則」という。）別表第1に定める給料月額と同日において一般職員の例により給料として支給されることとなる差額に相当する額との合計額（平成21年切替日以後に一般職員の給料月額が改定される場合にあっては、平成21年切替日の前日の給料に相当する額を上限として一般職員の例により改定されたとみなした場合に得られる額）をいう。以下「平成21年切替日前日給料」という。）に達しないこととなる職員には、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を平成21年切替日後給料に加え給料として支給する。</p> <p data-bbox="1173 954 1364 986">(1)～(4) 略</p> <p data-bbox="1173 991 1727 1023"><u>(5) 平成25年4月1日以後</u> 別に定める額</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。